

役員等の旅費・日当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば会の役員等の旅費・日当について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事・評議員及び監事をいう。

(理事・評議員等の旅費・日当)

第3条 役員等が出張したときは、旅費規程に準じて支払うことができる。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

- 1 前規程は平成 29 年 3 月 31 日をもって改廃する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する